以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件地域と中京圏等とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの整備が必要と認められるとともに、できるだけ早期に一般国道42号の代替機能の確保を図る必要があると認められる。

また、三重県知事等からなる紀勢自動車道建設促進三重県期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　三重県北牟婁郡紀北町役場

○国土交通省告示第五百七十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月一日

国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

佐古2号谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県松山市佐古

甲一〇九番一　一号

甲一〇九番二　二号

甲一一一番一　三号

甲一一二番一　四号

甲一〇八番一　五号

○国土交通省告示第五百七十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十三年六月一日

国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

長坂川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

昭和二十九年建設省告示第千二百九十四号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号を対岸に延長した標柱四号までの区域

愛媛県今治市菊間町西山

二九九番　一号

四二八番一　二号

四三七番　三号

二六三番地先道路敷　四号

○国土交通省告示第五百七十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月一日

国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

長坂川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と五号を結んだ線までの区間の長坂川の中心線から左右各岸五メートルまでの土地の区域

愛媛県今治市菊間町西山

二九九番　一号

四二八番一　二号

四三七番　三号

一四五七番　五号

○海上保安庁告示第百十四号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年六月一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	広島県広島港出島A灯浮標
位置	
所在地	広島県広島港出島A灯浮標の西北西方約九九〇メートル
北緯	三四―二〇―三一
東経	一三二―二七―〇八
廃止年月日	平成二十三年三月二十三日
名称	広島県広島港出島B灯浮標
位置	
所在地	広島県広島港第三区（宇品灯台の西方約九八〇メートル）
北緯	三四―二〇―三一
東経	一三二―二七―〇八
廃止年月日	平成二十三年三月二十三日
名称	広島県広島港出島C灯浮標
位置	
所在地	広島県広島港第三区（宇品灯台の西北西方約九九〇メートル）
北緯	三四―二〇―三八
東経	一三二―二七―一〇
廃止年月日	平成二十三年三月二十三日
名称	広島県広島港出島D灯浮標
位置	
所在地	広島県広島港第三区（宇品灯台の西方約一・三キロメートル）
北緯	三四―二〇―二一
東経	一三二―二七―〇一
廃止年月日	平成二十三年三月二十三日
名称	広島県広島港出島E灯浮標
位置	
所在地	広島県広島港第三区（宇品灯台の西方約一・三キロメートル）
北緯	三四―二〇―一八
東経	一三二―二六―五七
廃止年月日	平成二十三年三月二十三日
名称	広島県広島港出島F灯浮標
位置	
所在地	広島県広島港第三区（宇品灯台の西方約一・四キロメートル）
北緯	三四―二〇―一九
東経	一三二―二六―五二
廃止年月日	平成二十三年三月二十三日
名称	広島県広島港出島G灯浮標
位置	
所在地	広島県広島港第三区（宇品灯台の西方約一・五キロメートル）
北緯	三四―二〇―二〇
東経	一三二―二六―四六
廃止年月日	平成二十三年三月二十三日

○海上保安庁告示第百十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年六月一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	東京羽田沖浅場造成C灯浮標
位置	
所在地	京浜港東京区（大井信号所の南南東方約二・三キロメートル）
北緯	三五―三三―四一
東経	一三九―四七―五〇
変更年月日	平成二十三年三月二十三日
記事	一時位置変更中のところ復旧
名称	関空泉州港タンカーバース灯
位置	
所在地	大阪府泉州港（関空泉州港海上アクセス基地西防波堤灯台の南南西方約三・五キロメートル）
北緯	三四―二五―〇七
東経	一三五―一四―一三
変更した事項	
光達距離	実効光度一、四〇〇カンデラ
高さ	一〇・〇海里
記事	平均水面上から灯火まで二二メートル
	一　附属施設　副灯二個
	イ　灯質　モールス符号白光（・―）毎8秒にU（・・―）
	ロ　光度　実効光度一六〇カンデラ
	ハ　光達距離　平均水面上から六・〇海里
	ニ　高さ　平均水面上から灯火まで四・一メートル